

国税審判官を経験した5氏の座談会

座談会

国税審判官を経験して

税理士業務に与える影響と現状

平成23年度税制改正大綱において、民間専門家の専門的知識や実務経験を活用するため国税審判官の外部登用(特定任期付職員)を拡大する方針が示され、これを踏まえ国税不服審判所は民間専門家の登用を積極的に進めており、平成27年7月10日時点で国税審判官として在籍している民間専門家は、税理士15人を含め50人以上。税理士についても、これまで多くの者が任官し、退官後はその経験を活かして更なる飛躍を遂げている。本紙では、国税審判官を退官した税理士会員を招き、国税審判官としての経験や任官し税理士業務を停止しているクライアントとの関係、国税審判官の経験から得たものや税理士業務に活かせることなどについて、その実情を聞いた。

(平成27年6月19日収録)

応募の動機、

応募に際しての不安

まず、国税審判官に応募する前の業務判所で勤務しました。それまでは、東京の神戸で20数年にわたり開業税理士をしていました。

菅納 私は、民間登用が始まった最初の3年間を東京国税不服審判所で勤務しました。



■国税審判官(特定任期付職員)の採用状況 (単位:人)

採用年度	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
応募者数	39	17	17	51	93	101	76	74	95
採用者数(うち税理士)	4(4)	1(1)	3(0)	13(4)	15(7)	16(3)	17(6)	14(4)	13(3)
新規採用者数(うち税理士)	4(4)	5(5)	8(5)	18(6)	31(11)	44(13)	50(17)	50(15)	50(15)

法的にとらえることには興味があったからです。民間登用が始まった1期目で、新しい仕組みに携わりたいという思いもありました。行政出身の審判官の年齢層を聞いて、私と同じくらいの年齢でしたので、知識や経験より年齢と体力で採用されたのではないかと思っ

藤山 私は平成元年、消費税導入の年から税理士事務所勤務をはじめ、税理士法人で勤務した後、開業税理士として業務をしていました。たまたま国税不服審判所のホームページで審判官を民間から募集しているのを知りました。これまでは税理士として主に納税者側の立場で物事を見てきましたが、違う側の立場も経験してみようと思ひ応募しました。

国税不服審判所で 従事した職務の内容

次に、国税不服審判所で従事した職務の内容についてお聞かせください。

菅納 私は、東京支部の二部一部門という部署で3年間務めました。東京は、専門部として、資産評価や国際関係の部があるのですが、私の部門は総合的な部署で、税目としては何でも取り扱いました。

谷口 私は、大学を卒業して税務署等に数年勤務し、その後、公認会計士となり東京と札幌で20年近く監査法人に勤めていました。応募の動機は、国税専門官の採用同期で、退職後、長く税理士をされていた方が、民間採用の第一期の審判官として仕事をされているのを見て、何か後押しして

出席者

菅納 敏恭 (東京会)	(H19.7~H22.7 東京国税不服審判所任用)
藤山 頼雄 (東京会)	(H22.7~H25.7 東京国税不服審判所任用)
谷口 雅子 (北海道会)	(H22.7~H25.7 札幌国税不服審判所任用)
今坂(朴木) 直子 (東京会)	(H23.7~H26.7 東京国税不服審判所任用)
安井 和彦 (東京会)	(国税不服審判所出身、平成26年税理士登録)

【司会】北條 諭(日税連規制改革対策特別委員長)

たので興味を持っていただけに加え、これまでの経験を活かして何か社会貢献できないかと考えていた時に、当時の札幌国税不服審判所長と名刺交換の機会があり、それがちょうど募集の時期だったので、何か後押しして

今坂 私は、税理士として長年法律事務所に所属していたので争訟に関わる機会がありました。任官前には、中国事業からの撤退に伴う負担金の損金算入を争った審査請求に関する経験がありました。

加審判官として、必然的に、札幌支部の3分の2の事案に関わることとなりました。事件の内容や取り扱う税目の幅が広く、徴収の事案も担当する機会がありました。税理士で徴収に詳しい方はあまりいないと思いますし、私もその例外ではなく本当に困ったのですが、ベテランの審査官に助けられました。

今坂 私は、任期の3年間、東京支部に3つある審判部で毎年違う部に配属され、さまざまな事件に幅広く従事しました。最初の年事だということですが、

機関という大組織に職場環境が変わることになるので、順応できるのかという不安はありました。審判所では周りの方々の配慮に恵まれ、すぐになじむことができました。

安井 私は、審判所の横浜支所・東京支部・関東信越支部で、退職までの7年間、総括審判官や支所長を職務で、任期付の専門家の方と共に働かせていただきました。さまざまに業務の考え方の違う専門家が集まっていたので、意見がまとまるか多少の不安はありましたが、杞憂だったように思います。私はその立場上、それぞれが能力を最大限に引き出すにはどうすればよいかということを考えていました。

期待でいっぱいだった反面、個性が尊重されるプロフェッショナルファームから、国家

菅納 応募に際しては、不安に際しては、採用する側も、可能な範囲ではあります。任期3年間のうちの支部異動も含め、民間からの応募者の事情を考慮してくれる傾向にあるように思います。

2年間は東京支部の二部三部門という部署で、比較的小規模の法人、資産税、所得税を担当しました。3年目は徴収関係でした。一般の税理士で徴収に詳しい方はあまりいないと思いますし、私もその例外ではなく本当に困ったのですが、ベテランの審査官に助けられました。

今坂 私は、任期の3年間、東京支部に3つある審判部で毎年違う部に配属され、さまざまな事件に幅広く従事しました。最初の年事だということですが、

大阪以外に在任している地方支部での任官を希望する方もいると思います。私は、札幌支部での勤務を希望し、そこで3年間勤務させていただきました。ただし、採用内示の時点では、札幌支部で採用されるのが明確にしていたはず、やはり不安に思いました。最近では、採用する側も、可能な範囲ではあります。任期3年間のうちの支部異動も含め、民間からの応募者の事情を考慮してくれる傾向にあるように思います。

私の周囲では、3年間の間に希望を聞いていただき異動できたという事例もありました。特に、子育て中の方やその世代は、応募に際して不安になると思いますが、そうした不安が払われる仕組みになればよいと感じています。

審理能力はもちろん、調査能力や、職権探知主義の下、隠れた論点にも気付くことのできる力が必要です。自分も持っている知識や経験を全て投入し、足りないところは周囲のお力添えを得て、職責を果たすことができました。

安井 私は、国税職員としての経験から、説得力のある結論を導くために、基本的に現地へ行って自分の目で見て、現況を写真に撮り記録書を作成するという必要があります。

国税審判官任用中の クライアントとの関係

——審判官に就任していただきました。退任の間、税理士業務をしていただき、クライアントとの関係は、業務を再開することができた次第です。

谷口 私は、審判所に入る前は監査法人に勤務していましたが、クライアントとの関係という点では、特に考慮することはありませんでした。

菅納 私の事務所には20年来勤務している税理士が副所長としていましたので、私が任用された後はその副所長に事業主になってもらいました。クライアントには、人も内容もサービスも変わらないというところで納得していただきました。

今坂 担当していた業務は所属事務所の後輩に引き継いで任官し、3年の任期を務めた後は元の事務所に戻りました。国税庁の機関で任期付き職員を務めるといって、クライアントの利益との相反を気にする見方もあるかと思いますが、審判所は、執行機関とは一線を画した第三者的立場で課税処分適法性を判断する特別の機関であることから、事務所との理解もクライアントの理解も得て、任官することができました。

藤山 クライアントは仲間の税理士にお願いしました。私と強い信頼関係のある会社がほとんどでしたので、事情を説明して納得し

ていただきました。退任後は、クライアントを戻していただく形で業務を再開することができた次第です。

菅納 税理士業界のビジネスモデルは、事業ごとの報酬よりも定期的な顧問報酬が主体となります。クライアントと長い付き合いをしているので、その点、途中で長い間、税理士業務を停止することに不安を感じ、元に戻った時にも不安を感じた面はあると思います。そういう意味では、これから新たに独立して自分の事務所を構えようという若手税理士が審判官の経験をするというキャリアパスが理想的なのではないかと思えます。

今坂 不安を感じる会員が多いのであれば、税理士会の助力も



菅納 会員

必要かもしれません。業務の受け皿となり、任官を支援できるように組織を作ってはどうかということも考えています。

菅納 税理士の友人・知人との付き合いも非常に有効になるでしょうし、税理士会や支部の中での付き合いも、時には役に立つと思います。

また、現在は税理士法人という仕組みもあり、法人という仕組みも取れば、法人にとっても審判官経験者が関係者にいるということもメリットになると思います。

藤山 税理士法人でないにしても、税理士事務所所属税理士等の他の税理士がいれば安心できると思います。開業税理士が任官するのはハードルが高いと感じるのも分かります。

今坂 ただ、一定規模を有する事務所や法人からしか審判官を出すことができないとい

うことになるので、審判官として採用される人材に偏りが生じる可能性があります。一口に業務といっても、業務分野は多岐にわたりますから、さまざまなバックグラウンドを持つ税理士がバランスよく審判所に採用される体制が望ましいといえます。

任期を限り採用される多様な民間人材が事実処理を通じてその能力を発揮することが、公正妥当で骨太な、実務の指針とするにもふさわしい裁決を演出し続けるうえで求められるというのが、この制

度の理念だと理解しています。

——開業しようとしている若手税理士のキャリアパスという話もありましたが、募集要項には「10年程度の経験、4年程度でも採用の実績あり」との記載があります。この経験年数についてご意見はありますか。

藤山 税理士の審判官には、一通りの業務を一人でこなせる能力が備わっていないと、他の審判官や審査官に

負担がかかると感じます。そう考えると、5年くらいは税理士業務を経験していたほうがよいのかなという気はします。

今坂 そうですね。経験がものを言う場面というのは少なからずありますから、本当に望ましいのは、やはり10年くらいという気がします。

菅納 10年くらいの経験がある脂の乗った者を審判官としてはいいというのは分かりま

すが、その割には給与がもう少し高くてよいと感じました。

藤山 40歳前後で、これからキャリアアップを重ねて収入も上げていこうという方からすれば、今の審判官の給与水準では厳しいと感じるかもしれません。

今坂 給与水準については、以前と異なり今では募集要項に年収の目安が書かれていますが、応募に先立って検討することができ

るようになりまし。また、募集要項には記載されていませんが、退職給与の支給もありますので、その点も周知していただくこともいいかもしれません。

条件に関してはいろいろな感覚があるのだとは思いますが、国のために働くのだということ、そして、金銭では測れない得難い経験を得られる機会なのだととらえて、応募を検討されてはいいかかと思えます。

国税審判官の経験から 得たもの、税理士業務に 活かされたこと

——審判官の経験から得たものや税理士業務を再開してから活かされたことについて、具体的な事例等があればお願いします。

今坂 税理士業務に復帰してからは、任官前の仕事はもとより、更に発展的な仕事に関与したいという気持ちもありましたので、以

前にも増して税務調査対応や争訟に係る業務に力を入れています。そうしたことから、もともと中国関係の税務を多く手掛けていたことも手伝って、日中間での各種取引や人員の往来を巡る税務上の問題を抱える法人から、調査対応等の依頼をいただく機会が増えました。また、審判所で従事したような事実認定の難しい国際的な税務コンプライアンス事案の依頼も増えていきます。全体として、審判所から戻って更に業務が発展したという感覚です。

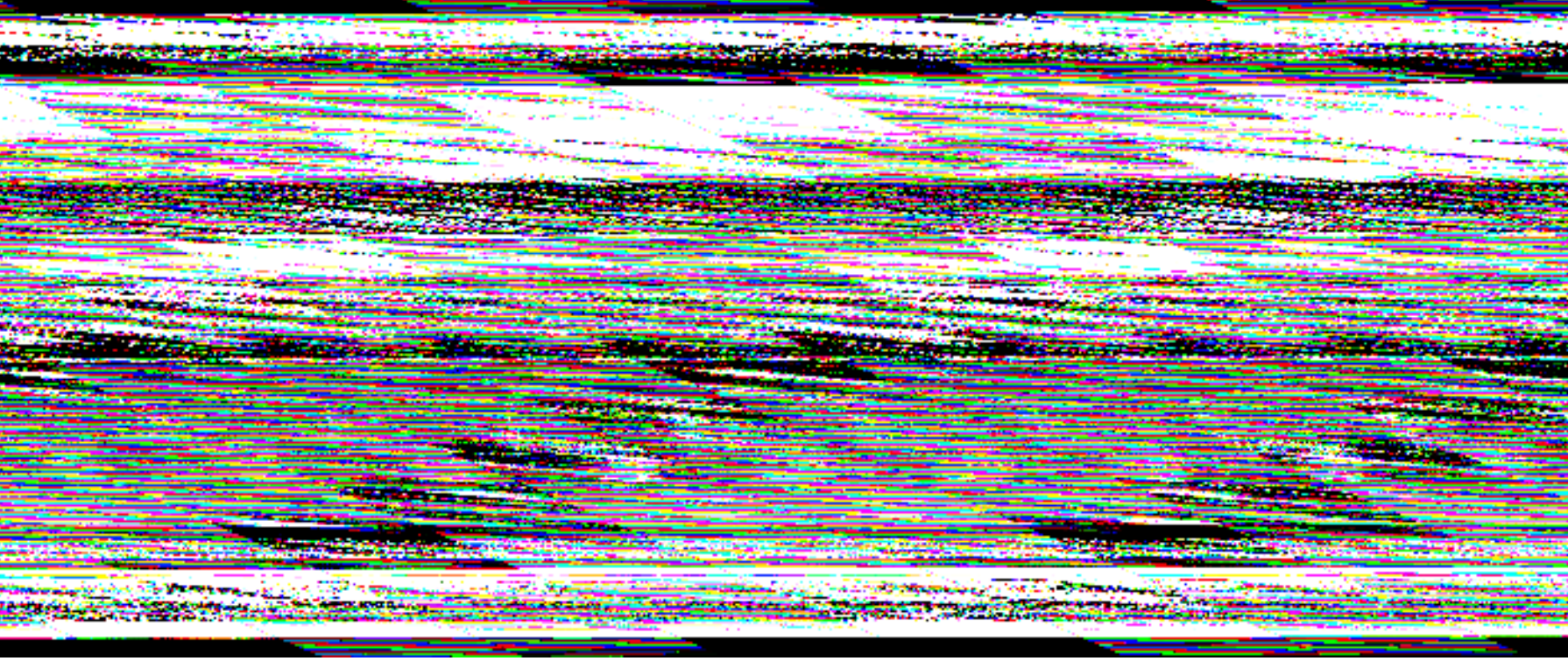
菅納 私は二つありまして、一つは、最近の国税通則法の改正で、税務調査の段階で

理論的な議論の争点を整理して、要件事実を争うというやり取りが、税理士業務にも徐々に求められていきます。その点に関しては、審判所で扱った業務そのものである、これからの税理士業務に必要な力だと感じています。

もう一つは、税務行政とのやり取りもさることながら、クライアントに対する調査報告も必要だと思えます。簡易の報告書を作成して提出するようにし、クライアントからも評価していただいています。この点で、争点整理という審判事務の経験を活かしていると感じています。

り事実認定力です。証拠を見る力、それを評価する力、答述の信用性を経験則との符合や動かし難い事実との整合性から判断する力、間接事実を積み上げて推認する力、そうした力がアップしました。課税関係を考えるうえで基礎となる事実関係については、クライアントの一方的な説明を鵜呑みにして処理してしまうということもさすがにないとは思いますが、客観的な証拠を収集・精査し、また関係者の認識を聴取したうえで一定の事実を認識・把握するという点は、税理士業務を遂行するうえで、どのくらいきちんとなされていくでしょうか。事実認定を誤ると、異なる課税関係が導かれる結

果、税務調査の段階で



前ページから続く

果となりますので、事実認定力を身に付けることは、非常に重要なことです。こうした事実認定力が、書面添付制度とも相まって、これからの税理士に求められる能力なのではないかと思えます。

審判所には、裁判官や検察官も審判官として配属されています。適正な事実認定をする、執念を持って裏付けをとる、説得力のある書面を作成するための力というのは、主にこうした経験を有する審判官のお力添えをいただき、身に付いたものです。非常に勉強になりました。

安井 審判所で感じたことは、弁護士は司法修習で事実認定の仕事や証拠の評価をトレーニングしたうえで仕事を始めています。これらの方がもとも身に付いていると思います。税理士は、審判所に来た時と終了する時を比較すると、証拠を評価する力や事実を認定する力、切り取った事実の中で法律に当てはめて判定する力が相当高い精度で身に付いていると思います。

審判所で統括や支所長をしていると合議に参加するのですが、未経験の方も最終的には、証拠を自分の足で集め、調査をし、書類

を持ってきますし、合議体の3人で議決する際、法律に当てはめる前の事実認定も、認定した事実の検証も、弁護士と同程度の十分な能力が身に付いていると感じます。

私は国税を退職し税理士登録して1年くらいになりますが、基本的に争訟の仕事が中心となっていて、審判所で身に付けたこうした能力が役に立っています。

藤山 審判官の仕事を経て、事実認定の解の仕方理解すること、税務調査等で問題になる事実認定を合理的に築き上げることができるようになりました。ただ、これは税理士を長年やっていれば審判官を経験しなくても理解している方も多くいると思います。審判官を経験すると短期間で身に付くものと思います。

また、クライアントに情報を出してほしいとお願してもなかなか100%提供してくれない場合がありますので、事実認定の仕方を身に付けておくように思います。

菅納 クライアントとの関係のほか、税務調査の現場においても、調査担当者にも、調査の解釈を確認することで、税務行政のレベルも上がりますし、調査を受けている

納税者にも筋の通った説明をすることができると。とかく、人間というのは結構思い込みで、頭の中でストーリーを作り、事実を拾い上げてストーリーを補強するということになりがちです。客観的に、本当にこの事実で課税できるのか考えるということについては、調査の現場で非常に役に立つ考え方になると思います。



谷口会員

谷口 審判所で一緒に働く審判官、副審判官は、税務署長や副署長など、税務行政を直接担い、実際に処分するか否かを判断する立場を経験してきた方々も多く、合議等での議論を通じて、そのような立場を経験されてきた方々の物見方や考え方を学ぶことができ、よい経験であったと思います。

また、合議での最終判断に当たっては、税務行政が組織として動いており、事件の内容によっては、審判所として判断する内容が税務行政に与える影響の重さを意識することも

多かったので、その点でもよい経験をさせていただいたと思います。審判所での経験を踏まえて、民間に戻った時、事前に準備すべき証拠や書類をクライアントにアドバイスするということもできますし、そのことで税務署との本来不要なトラブルのリスクが事前に解消される可能性が高くなるということもあります。



今坂会員

菅納 私が審判官だったということは意外と知られていません。税理士業界でも民間登録の制度自体を知らない方もいますし、一般の方だと特に、審判所

とは何か、どのような仕事をしているのかと聞かれたりします。

今坂 私は、積極的に仲間を勧誘してセミナーに参加した時、仕事で他の税理士と一緒にあった場面等々、審判官を経験したと自己紹介しています。

谷口 私は札幌に在住しており、東京や大阪のように会員が多い地域ではありませんので、任期満了後、民間採用の審判官が札幌支部にいたことを知っている方に声をかけていただくことは少なからずありました。また、私が、民間採用で審判所に勤務していたことを知っている方から、税務署との間でトラブルとなりそうな状況で、税務署側の事実認定について意見を求められることもありました。

今坂 個別に相談を受けたということがあります。菅納が、他の税理士に審判官への応募について勧めた際に、書かれた自信がないという声がありました。審判官は、調査審理を経て、最終的に議決書を書き上げるのが仕事です。

菅納 審判所に入ってから、自分で作成した文章でも、他の審判官との間で議論を重ねる過程で大きく変わりますし、書く能力の心配というのは、実際にはあまり必要ないと思います。むしろ、その前の判断や解釈などの事実を収集する力が重要になると思います。

菅納 審判官の経験は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

菅納 税務行政の職員は、税務の方面から企業活動をみる傾向があるので、イレギュラーな取引や契約を見つければ、取引の動機を税負担の軽減と考えることができます。民間で税理士の経験をしていると、変わった取引など、出講の機会があればぜひ対応させていただけたいと思います。

—— 審判官の審議はチームですが、税理士は主に一人で事務所を構えることが多いと思います。チームプレーの難しさは感じましたか。
安井 人間というのは過去の経験に拘束される生き物なので、自分と違う経験を間違えたものと感じるので、私も国税に35年いましたから、ある程度国税の色や匂いが付いているとは思っています。

が、国税の判断が正しいの醍醐味だと思えます。文化や考え方が異なるが故に生じる軋轢(れんりく)というのは、どこにも多かれ少なかれあるものですが、それも互いに切磋琢磨(せつさくさくさく)するよい機会だと思えます。
—— さまざまな経験を持つ方々がチームで一つの事を掘り下げ、一定の結論を出していくということが審判官としての役割であり、民間登用制度の目的といえそうですね。

制度改正への意見

—— 民間登用の制度について、経験者の目線で日税連に要望等があればお願いします。
菅納 個人で税理士業務をしてきた我々は、チームプレーに慣れていない部分もあるかもしれませんが、審判官に応募する会員について、チームでやっていた人材材材というものを税理士会が説明できる方策があれば、審判所としても限られた時間の面接だけでなく、その税理士の人となりなどが分かるようになるかと思えます。

勤務形態は常勤となっており、税理士法により税理士業務を停止することになっていきますが、これを非常勤とすべきという意見があります。非常勤という勤務形態の可能性についてご意見をお聞かせください。
菅納 非常勤の審判官というのはあり得ないだろうと思えます。第三者性というのは、行政の第一線からも納税者からもある程度距離を置いて、中立性を保つ必要があるのでは、一週間の半分は税理士として納税者の話を聞き、残り半分は審判所として中立的立場というのは、仮に判断において偏りが出ないとしても、制度としては中立とはいえないと思えます。

—— 任期付審判官の醍醐味だと思えます。文化や考え方が異なるが故に生じる軋轢(れんりく)というのは、どこにも多かれ少なかれあるものですが、それも互いに切磋琢磨(せつさくさくさく)するよい機会だと思えます。
—— さまざまな経験を持つ方々がチームで一つの事を掘り下げ、一定の結論を出していくということが審判官としての役割であり、民間登用制度の目的といえそうですね。



安井会員

審判官の業務を行うことは可能かと思えます。
安井 非常勤とすることについて、仕事の身元は別にして、コンプライアンスの問題があります。例えば、書類一つにしても、複数人で議論をしたときに、書類に個人の名前が入っているものだと、習慣的に配布した人に戻し、配布した人がシレッターにかけることになっていきます。これについては、マニュアルを配った1時間半の講義を受けたりしても、なかなか身に付かないだろうと思えます。
昨今は、マニュアルを配って、受領書にサインをさせるだけで済ませるような傾向がありますが、それは受領した人の責任を追究する際には有効かもしれませんが、審判所は役所ですから、実際に個人情報漏えい等の問題が起ってからは遅いのです。

会員へのメッセージ

最後に、本日の感想や審判官への応募に不安を抱いている会員にアドバイス等があればお願いします。
菅納 審判官は、税理士としてのキャリアパスの中で、非常に得難い経験をしているのだと思えます。それは決してマイナスにはならないと思えます。任務地等の不安を抱く会員もいると思えますが、希望を通していただける可能性もありますので、積極的に手を挙げていただければと思います。

谷口 もし非常勤を認めるとした場合、同じ支部内で税理士業務を行いつつ、審判官として仕事をすることは難しいと思えます。しかし、他支部とクロスさせれば、交通費等のコスト面の問題はあっても、非常勤で審判官の業務を行うことは可能かと思えます。

谷口 どうかで思い切らなければ機会は得られませんので、不安もあるとは思いますが、挑戦していただければと思います。挑戦すること、次につながると思えます。
藤山 誰しもが経験できるわけではないので、難しい経験が、自分自身にとって大きな喜びになると思えます。また、審判官として従事することは、日本の税務行政のためになると

年間は2年間、3年間は3年間、実務から遠ざかると、業務の勘を取り戻すのが大変で、かといって審判官という仕事を非常勤にすることは物理的にも時間的にも厳しいと思えます。コンプライアンスの問題もあり、任期を更に短い1年間に短縮することについては、審判官経験者であれば可能かもしれませんが、未経験者の民間人が1年間だけ勤務しても、仕事を覚えたころに退官することになりますので、短すぎると思えます。
—— もう一つ関連して、行政不服審査法の改正に伴い、地方公共団体に第三者機関が設置がされることとなり、税理士会からも、地方公共団体に第三者機関及び審理員への税理士の登用を要望しているところですが、この施策を進めるに当たり、ご意見等があればお願いします。
安井 審判所に限らず、海難審判等のいわゆるジャッジの経験者というのは、世の中に多いわけではありませんが、税理士の中でも審判官の経験の有無で相違うと思えます。地方公共団体の第三者機関や審理員に我々のような経験者が手を挙げてもよいのかと思います。
菅納 専門家というのは、専門を極めたうえで、一般的な判断ができる立場ですので、地域社会で一定の役割を求められているのだと思えます。税理士会には、自身の損得だけでなく、専門職としての名譽ある責務と、積極的に関わっていただくと思います。

ら願っています。そのために個人的にでもできることがあれば、ぜひお手伝いさせてください。と思っています。
谷口 どこかで思い切らなければ機会は得られませんので、不安もあるとは思いますが、挑戦していただければと思います。挑戦すること、次につながると思えます。
藤山 誰しもが経験できるわけではないので、難しい経験が、自分自身にとって大きな喜びになると思えます。また、審判官として従事することは、日本の税務行政のためになると

—— 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。
—— 収入面や任務地等で不安に思う面もあると思えますが、身に付く能力の大きさを考えれば多少不安は和らぐのではないのでしょうか。
—— 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。



司会の北條規制改革対策特別委員長